

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《新型コロナウイルス感染症に関する事業者等に対する支援について》

◆温泉宿泊施設等利用促進事業を9月1日から対象者及び助成額を拡大して実施（観光課：41-3542）

市内温泉宿泊施設などの支援を行うため6月1日から実施している温泉宿泊施設等利用促進事業は8月31日までを予定しておりました。しかし、国の「GoToトラベル事業」を活用した市民・県民の市内温泉宿泊施設の予約が現時点において多くないと見られることから、市民・県民の市助成金を活用した市内温泉等宿泊施設の利用促進を図るため、7月と同様の対象者・助成額とし、9月1日から9月30日まで実施いたします。

【拡充の内容】

従前 (8/1～8/31)		拡充後 (9/1～9/30)	
対象者	市民または市民のグループ、 または市内事業所に勤務する方 ※団体利用は20人程度までを目安	市民及び県民、県民のグループ または県内事業所に勤務する方 ※団体利用は20人程度までを目安	
助成額	宿泊料金(入湯税別、消費税込)	宿泊料金(入湯税別、消費税込)	
	日帰り入浴	1名 2,000円以上	1,000円
	宿泊	1名 4,000円～	2,000円
助成額	宿泊料金(入湯税別、消費税込)	宿泊料金(入湯税別、消費税込)	
	日帰り入浴	1名 2,000円以上	1,000円
	宿泊	1名 4,000円～5,999円	2,000円
		1名 6,000円～7,999円	3,000円
		1名 8,000円以上	4,000円

※上記内容は7/1～7/31に実施した条件と同様

【利用方法】

- ①利用を希望する施設に、電話などで本事業を利用することを伝え予約
※国の「GoToトラベル事業」や県の「岩手（じもと）に泊まるなら地元割クーポン」の併用を希望する場合は、併せて伝える
- ②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入し提出
運転免許証や社員証など、居住地や勤務地を確認（団体の場合は代表者1人）できる書類の提示
- ③助成額を差し引いた利用料を利用施設窓口で支払う

【参加いただける温泉宿泊施設等】

33施設 内訳：	宿泊プラン及び日帰りプラン実施施設	18施設
	宿泊プランのみ実施施設	12施設
	日帰りプランのみ実施施設	3施設

〈参考〉他の割引との併用について

花巻市が実施するこの宿泊助成は、国の「GoToトラベル事業」による助成及び県の「岩手（じもと）に泊まるなら地元割クーポン」（2,000円分の割引クーポン）と併用できる場合があります。併用の際のお支払いにつきましては、宿泊先で行っていただく必要がある場合がありますので、利用にあたっては、予約の際に宿泊施設にご確認ください。

▶「GoToトラベル事業」

国内旅行代金の一部（35％）について、国が助成する制度

▶「岩手（じもと）に泊まるなら地元割クーポン」

9月10日までに往復はがきで事務局に申し込んだ人に発行される、1泊2,000円割引の地元割クーポンを利用できる制度。利用期限は9月30日(水)まで。

（注）地元割クーポンの利用は、市や国の助成金を利用した割引適用後1,000円以上の自己負担が発生する場合のみに限られます。

◆貸切バス事業者事業持続支援金を創設しました（観光課：４１－３５４２）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、団体旅行やスポーツ大会の中止などで経営に深刻な影響が生じている市内貸切バス事業者に対し支援を行います。

- 【対 象 者】 下記の全てに該当する事業者
- ①市内に本社を有する貸切バス事業者
 - ②東北運輸局岩手運輸支局に貸切バスとして市内営業所に登録している貸切バスを有する事業者
 - ③本支援金の交付申請及び支払請求時点で事業を営んでおり、当該日以降も事業を継続する意思のある事業者

【支援金額】 貸切バス車両１台当たり ２０万円

【申請期限】 令和２年１０月３０日（金）まで
道路運送法第４条の許可を受けたことを証する書類等を添付して申請

【参 考】 予算額１９,０００千円（令和２年第４回花巻市議会臨時会（8/6）補正予算）
内訳：９事業者、９５台を見込む

◆公共交通事業者緊急対策支援金を創設しました（都市政策課：４１－３５５４）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けている市内交通事業者（乗合バス事業者、タクシー事業者）に対し、公共交通の維持確保のため、事業の継続に向けた支援を行います。

- 【対 象 者】 市内に本社又は営業所を有する乗合バス事業者、タクシー事業者で、告示の日現在において事業を営んでおり、支援金の交付申請の日及び支払い請求日以降も事業を継続する意思のある法人事業者

【支援金額】 基本額と車両台数により算定した加算額を合計した額

事業者	基本額	加算額
乗合バス事業者	２００万円	乗合バス車両１台につき ２０万円
タクシー事業者	タクシー車両台数が１１台以上 １００万円	タクシー車両１台につき １０万円
	タクシー車両台数が１０台以下 ５０万円	

【申請書類】 道路運送法第４条の許可を受けたことを証する書類、車両台数を確認できる書類 等

【参 考】 予算額３７,０００千円（令和２年第４回花巻市議会臨時会（8/6）補正予算）
内訳：１５事業者（乗合バス事業者１社、タクシー事業者１４社）
２２０台（乗合バス３０台、タクシー１９０台）を見込む

◆肉用子牛生産緊急対策事業を創設しました（農政課：２３－１４００）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるインバウンドの減少などを起因とする消費需要の減退により、肉用牛肥育農家にとどまらず肉用牛繁殖農家も大きな打撃を受けていることから、市内の肉用牛繁殖農家を対象とした支援を行います。

- 【補助対象】 下記の条件を満たす市内で生産された黒毛和種の子牛に係る経費の一部
- ①事業主体は、市内で黒毛和種の子牛を繁殖し、全農いわて中央家畜市場に子牛を上場・販売する肉用子牛繁殖生産者から販売委託された花巻農業協同組合
 - ②全農いわて中央家畜市場に上場された日の「花巻市内から出荷された子牛の平均販売価格」が、国が定める肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格（５４万１千円）を下回った場合
 - ③ただし、国が行う肉用子牛生産者補給金制度が発動された場合*は、補助対象としない
- *農林水産大臣が告示する、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格（５４万１千円）を下回った場合に交付

【補助金額】 １頭当たり３万円以内の額（花巻農業協同組合を経由して繁殖農家へ補助）

【そ の 他】 令和２年７月１日に遡及して適用

◆特別定額給付金の最終実績を報告します（地域福祉課特別定額給付金室：内線 5 9 2）

対象世帯：37,935世帯
申請件数：37,890世帯（「給付を不要」と回答した33世帯を含む）：対象世帯の99.9%
給付件数：37,857世帯（「給付を不要」と回答した33世帯を除く）：申請世帯の100%
給付金額：9,475,800,000円
未給付件数：78件
 未申請：23世帯
 申請前死亡：11世帯
 宛所不明：11世帯
 給付不要と回答：33世帯

なお、未申請世帯は、市で勧奨通知・不在通知を発出したがリアクションが無かった世帯（概ね単身世帯）や訪問や電話で本人に直接勧奨したものの、その後連絡がなかった世帯となります。

◆ひとり親世帯臨時特別給付金について（地域福祉課：41-3575）

国では、新型コロナウイルス感染症により、家計が急変するなどの影響を受けたひとり親世帯を支援するため臨時特別給付金を支給します。

【対象者】〈基本給付〉

- ① 6月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ② 公的年金などを受給しており、6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③ 感染症の影響を受け家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準まで減少した人

〈追加給付〉

基本給付①または②に該当する人のうち、感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人
なお、収入の減少幅について、特に定めはありません

【支給額】 基本給付：1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円
追加給付：1世帯当たり5万円

【手続等】 ・基本給付①に該当する人：申請手続きは必要ありません
・基本給付②③、追加給付に該当する人：令和3年2月26日までに申請が必要となります。

【支給等】 ・基本給付①に該当する人
 対象世帯：756世帯
 支給日：8月6日（木）に児童扶養手当を支給されている口座に振込済
 支給額：49,350,000円

・基本給付②③に該当する人
 申請受付：② 8世帯、③ 6世帯
 書類等審査後、速やかに給付予定

・追加給付に該当する人
 申請受付：93世帯
 支給日：8月17日までに申請のあった78世帯については8月27日に振込予定
 支給額：3,900,000円（78世帯分）
 ※残り15世帯については書類等審査後、速やかに給付予定

《花巻市の感染拡大を予防するための対応》

◆非接触型体温測定器の購入について（契約管財課：41-3520）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため非接触型体温測定器50台を9月末までに購入予定。内、32台は指定緊急避難場所に配置。これにより37か所全ての指定緊急避難場所に非接触型体温測定器が配置されます。

なお、残りの18台については保健センター等に配置する予定。

《令和2年第3回花巻市議会定例会に補正予算として上程予定の事業について》

◆観光施設等感染症予防対策事業費（新設・臨時交付金事業）について（観光課：41-3542）

市内の宿泊事業者が、岩手県観光宿泊施設緊急対策事業費補助金を活用して新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、補助対象経費合計額の300万円を超える部分の経費について上乗せする補助事業の補正予算を上程します。

【対象者】 市内の宿泊事業者

【補助額等】 岩手県観光宿泊施設緊急対策事業費補助金のうち「感染症対策整備に係る補助対象経費合計額」の300万円を超える経費について、2/3を上乗せ補助（上限100万円）

※予定補正予算額 1,500万円（15事業所×100万円）

〈参考〉岩手県観光宿泊施設緊急対策事業費補助金

【対象者】 県内の宿泊事業者

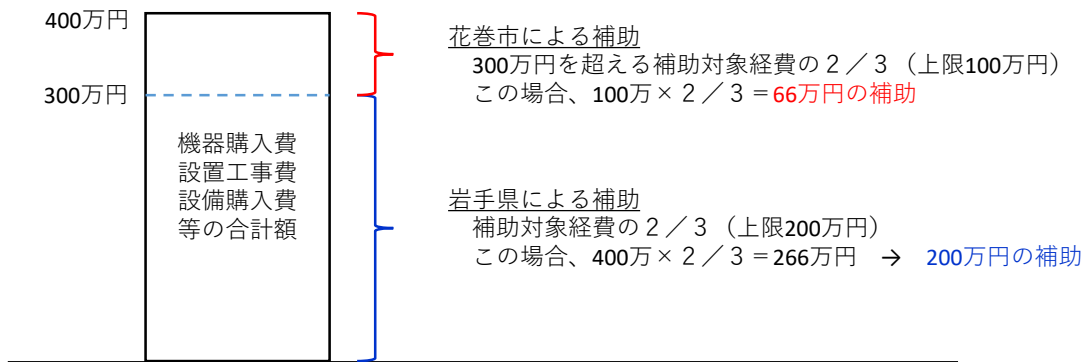
【補助対象】 ①感染症対策整備（衛生設備（サーモグラフィ等）、飛沫感染を防ぐための備品購入
②ワーケーション受入環境整備（Wi-Fi等の整備、スペース改装に係る設備整備・備品購入等）

【補助額等】 補助対象経費の合計額の2/3以内の額（上限200万円）

補助対象経費：機器購入費、設置工事費、設備購入費、備品購入費、撤去費等
整備した環境の維持に係る経費等（保守管理費や消耗品購入費）は除く

【募集期間】 令和2年7月7日から令和2年9月30日まで（午後5時必着）

【補助例】 補助対象経費合計額が400万円の場合



◆花巻温泉郷定額タクシー運行支援事業（新規・臨時交付金事業）について（観光課：41-3542）

新型コロナウイルス感染症の拡大により観光客等のタクシー利用が激減していることから、タクシー利用の需要喚起と温泉宿泊施設への二次交通対策のため、新花巻駅から各花巻温泉郷宿泊施設まで定額タクシーを運行する事業の補正予算を上程します。なお、定額運行は市内温泉宿泊施設を3つのゾーンに分け、各ゾーンごとに額を定め実施する予定です。

【事業実施】 一般社団法人花巻観光協会に委託（タクシーの手配は岩手県タクシー業協同組合花巻支部）

【支援金額】 定額タクシー運行を旅行商品として、OTA等で販売する経費について委託料として支払う。

支援経費 = タクシー運行費上乗せ + 旅行保険 + OTA等販売手数料

※旅行保険：旅行商品を販売する（一社）花巻観光協会がかけるもの

販売手数料：（一社）花巻観光協会がOTA等に販売委託するための手数料

※予定補正予算額 4,906万円

【事業のイメージ】

- ①旅行者：OTA*等を通し花巻観光協会へ申込・代金支払
- ②OTA等：旅行者へクーポン引き渡すとともに、花巻観光協会へ代金入金・配車数連絡
- ③花巻観光協会：OTA等に手数料を支払うとともに、岩手県タクシー業協同組合に配車数を連絡
- ④旅行者：旅行当日タクシー運転手にクーポン券を提示しタクシーを利用
- ⑤岩手県タクシー業協同組合：花巻観光協会に運行実績を報告・代金請求
- ⑥花巻観光協会：岩手県タクシー業協同組合に代金（お客様負担+1千円）を支払

*OTA：Online Travel Agentの略。インターネット上だけで取引を行う旅行会社

◆はなまき暮らしの継続応援支援金（新設・臨時交付金事業）について（地域福祉課：内線467）

社会福祉協議会が実施する「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた方に対し、生活の不安を解消し安定した生活の継続を図るため、市が償還時の負担の一部を支援する事業の補正予算を上程します。

- 【対象者】 社会福祉協議会が行う「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた世帯で次の全てを満たす方
- ①貸付決定から本補助金交付申請時点まで、花巻市に住民登録のある方
 - ②令和2年4月から12月までの収入（休業補償等を含む）のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある方
- 【補助額】
- ・緊急小口資金：最大4万円
 - ・総合支援資金：最大12万円（延長貸付対象者は最大24万円）
- 【申請等】 受付期間：令和2年10月から令和3年2月（予定）
受付方法：地域福祉課窓口に持参または郵送で提出

◆社会福祉施設等感染症対策支援事業費（新規・臨時交付金事業）について

（地域福祉課、障がい福祉課、長寿福祉課、健康づくり課）

岩手県が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の補助上限を上回り、社会福祉施設等の負担が生じた場合に、岩手県の補助事業に上乗せして、1事業所当たり10万円を限度として補助を行う事業の補正予算を上程します。

- 【対象施設】
- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 高齢者関連施設（介護サービス事業所、養護老人ホーム等） | ： 227事業所 |
| 障がい福祉施設（通所事業所、グループホーム等） | ： 61事業所 |
| 児童福祉施設（児童養護、産後ケア） | ： 2事業所 |
| | 合計：290事業所 |
- 【対象経費】 衛生用品等の感染症対策に要する備品等の購入、施設等の消毒費用、外部専門家等による研修実施費用、感染防止のために発生する追加的な人件費等を予定（岩手県が定めるそれぞれの要綱に準じる）
- 【補助額等】 1事業所当たり10万円を上限に補助
※予定補正予算額 2,900万円（290事業所×10万円）